

審査委員会規則（案）

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会

（目的）

第1条 本規則は、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（以下「協議会」という。）が設置する審査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

（委員会の事務）

第2条 委員会は、インフラメンテナンス技術者の育成講座に関する次の事務を実施する。

- （1）受講者の選抜に関すること。
- （2）認定試験の実施に関すること。
- （3）育成講座の受講修了及び認定に係る審査に関すること。

（構成及び運営）

第3条 委員会の構成や事務は以下とする。

- （1）委員は別表に掲げる者とする。
- （2）委員会には委員長を置く。委員長は協議会会長が務め会務を統括する。
- （3）委員会には副委員長を置き、副委員長は委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- （4）委員は、非常勤とする。
- （5）委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。
- （6）委員会は非公開とし、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- （7）委員会の委員は、委員が指名した者を代理として委員会に出席させることができる。この場合、委員が出席したものとみなす。
- （8）委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第4条 委員会の事務局は、「(一社)福島県建設産業団体連合会」に置く。

(守秘義務)

第5条 委員及び事務局は審議事項で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(附則)

本規則は、平成29年9月15日から施行する。

【審査委員会】

	所 属
委員長	日本大学工学部
委 員	日本大学工学部
委 員	福島工業高等専門学校
委 員	国土交通省東北地方整備局
委 員	福島県土木部